

入札保証金及び契約保証金について

1 入札保証金免除について

入札保証金は下記（１）又は（２）に該当した場合に免除することができます。

（２）に該当しない場合で（１）の入札保証保険への加入を希望される場合は、入札執行前に「入札保証保険証券」を提出していただきますようお願いいたします。

※入札（見積）書を郵送にて提出される場合は、上記「入札保証保険証券」も併せてご提出ください。

なお、入札保証金を免除した場合、落札した者が契約の締結に応じない時は、実際に被った損害額を算定し、請求する場合があります。

（１）入札参加者が保険会社との間に北九州市上下水道局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。この場合、保険金額は入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上、保険期間は入札日から5日以上とします。

※「入札価格」とは、入札（見積）書に記載される金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額のことを指し、入札（見積）書に記載される金額ではありませんので留意してください。

（２）入札参加者が、過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又は過去2年以内に本市での入札参加実績があるとき。

※実績免除を希望する場合は、競争入札参加申出書と一緒に「入札実績調書（本市の入札に参加がある場合）」又は「契約実績調書（本市の入札に参加がない場合）」をご提出ください。

※「契約実績調書（本市の入札に参加がない場合）」には、実績証明書の添付が必要です。

2 契約保証金免除について

契約保証金は、下記（１）又は（２）に該当した場合に免除することができます。

（２）に該当しない場合で（１）の履行保証保険への加入を希望される場合は、履行保証保険証券を契約書と一緒に提出していただきますので、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

（１）契約者が保険会社との間に北九州市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、保険金額は、契約金額（入札価格）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上、保険期間は、契約日から契約期間末日までとします。

（２）過去の実績による免除で、次の条件のすべてを満たすもの。

ア 1件当たりの契約金額が締結しようとする契約金額（入札価格）に予定数量を乗じて得た額の5割以上の契約実績であること。

イ 締結しようとする契約と同じ種類の契約実績であること。

ウ 国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人、北九州市が出資する公社等を含む。）の発注に係るものであること。（下請は含まない。）

エ 上記に該当する契約の履行実績が過去2年間に2回以上あること。

※本件の契約期間開始日が令和6年4月1日のため、契約日も同日の令和6年4月1日となります。実績免除を希望する場合、契約日までに「契約実績調書（落札業者用）」をご提出ください。なお、本市の実績がある場合は該当契約書の写し及び予定数量の分かる仕様書の添付が必要です。本市以外の実績の場合は、履行完了したことが確認で

きる書類（実績証明書）の添付が必要です。

※落札決定から契約日まで日数が短いため、落札決定後に実績免除書類の事前確認をFAX等をお願いしています。ご対応の程よろしく申し上げます。

3 入札保証金及び契約保証金を現金で納付する場合について

(1) 納付金額

- ア 入札保証金 ……入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上
- イ 契約保証金 ……契約金額（入札価格）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

※入札価格の説明は、**1 入札保証金免除について**の下線部を参照してください。

(2) 納付方法

施設課が発行する納付書を使用して、最寄りの金融機関又は北九州市小倉北区役所庁舎内の市金庫でお支払いしていただきます。

ただし、本市上下水道局には金額手書き用の納付書がありません。

したがって、納付される金額を入札保証金に関しては入札執行前に、契約保証金に関しては落札決定後、施設課にご連絡していただき、施設課が発行する納付書を受け取っていただく必要があります。

(3) 納付期限

- ア 入札保証金 入札執行開始前まで
- イ 契約保証金 契約書に記載している契約日まで

※いずれも納付確認のため、納付済の「領収書」原本をご提示していただきます。

(4) 返金方法

- ア 入札保証金 契約締結完了後、本市お届けの口座に返金いたします。
- イ 契約保証金 全契約内容履行確認後、本市お届けの口座に返金いたします。

※いずれも特に請求の必要はありません。

※本市お届けの口座がない場合は、振込先の口座を記載していただく用紙を交付いたします。